

アジア諸国における直接投資の導入動向

〔要 旨〕

1. アジア諸国の直接投資導入政策は、1970年代半以降概して抑制的に運営されてきたが、このところ外資比率規制の緩和、進出規制業種の縮減などの措置を打出す国が目立っているなど、総じて積極誘致の方向へ再び変わりつつある。

2. こうした直接投資導入政策の変化は、政治的・歴史的事情に起因する面もあるが、基本的にはアジア諸国がどの程度強く自国経済の構造改革の必要性を意識するかによって左右されてきたものといえよう。

すなわち、70年代半以降の直接投資導入の消極化については、軽工業品輸出工業の確立(中進国)、消費財輸入代替工業の定着(ASEAN 4ヵ国)という、それまでアジア諸国が目指してきた工業化の発展段階がそのころまでに一応達成され、その結果先進国からの技術、経営資源の移転に関する要請が一段落したことがその基本的背景として指摘できる。

しかし、今回石油危機の発生を契機にアジア諸国では、石油赤字の負担増大に加え輸出の増勢鈍化から国際収支の赤字幅が拡大する一方、インフレが急速な高まりを示すなど、経済パフォーマンスの悪化が目立ってきている。

こうした事態に対処するにあたってアジア諸国では、金融政策等の短期的対策だけでは不十分で、中長期的な視点から自国の産業構造の改革に取り組み国際競争力を強化することが不可欠、との認識が高まっている。現在アジアにおける中進国は技術・資本集約産業の育成、ASEAN 4ヵ国は資源の現地加工度引上げ、軽工業品輸出の拡大をそれぞれ目指しているが、それを推進するにあたっての有力な要素として直接投資の役割を積極的に見直そうとする気運が台頭していることが、上記のごとき政策変化の基本的背景である。

3. 一方投資国側では、これまで対アジア投資の主たる誘因であった労働コスト面での高い比較優位性が賃金のすう勢的上昇等からしだいに後退していること等からアジア向け投資に関し基本的には慎重姿勢にあるが、やや長い目でみれば、アジア諸国が豊富かつ良質な労働力や潤沢な天然資源に恵まれているだけに、資本・技術集約産業、資源加工産業いずれの分野でも直接投資が増大に向う可能性は十分残されているとみてよからう。

4. こうした潜在的な投資誘因を先進国からの投資として現実化させていくためには、今後アジア諸国が、①外資政策の安定的な運営、②外資企業による地場金融へのアクセスの円滑化、さらには③物価をはじめとする経済パフォーマンスの改善、などを図っていくことにより直接投資の流入し易い環境をいかに整備していくかにかかっている面が極めて大きい。先進国側における製品輸入、産業分野調整等の努力も必要となつてこよう。アジア諸国が今次石油危機の下で厳しさの増す経済環境をこうした努力により克服しうるか否かは世界経済にとっても大きな問題であるだけに、これら諸国と様々な部面でとりわけ緊密な関係にあるわが国としても、こうしたアジア諸国の努力に対する的確な理解とそれに基づく適切な対応が今後一層重要になってくると思われる。

〔目 次〕

はじめに

1. 直接投資導入姿勢の変化とその特色

- (1) 第1次石油危機後における各国政府の規制強化
- (2) 最近の積極誘致政策への転換と特徴点

2. アジア諸国における工業化の発展と直接投資の役割

- (1) 70年代央ごろの工業化の進展段階と直接投資への期待の後退
- (2) 第2次石油危機後における産業構造改革の必要

性増大

イ. その背景

- (イ) 輸出環境の基調変化
- (ロ) 国内インフレ圧力の高まり

ロ. 産業構造改革の方向

ハ. 産業構造改革に果す直接投資の役割

3. 問題点と若干の展望

- (1) 投資国側からみた事情
- (2) 若干の展望

はじめに

アジア諸国^(注1)における外国民間直接投資(以下「直接投資」という)の導入政策は、1970年代央以降ナショナリズムの高まり等を背景に概して抑制的に運営されてきたが、このところ積極誘致の方向に転換しつつある国が多い。この背景には、今回の石油危機発生を契機に再び悪化の目立つ経済パフォーマンスを改善するには金融政策等の短期的対策だけでは不十分で、より抜本的に自国の産業構造を高度化し、国際競争力を強化することが不可欠であるとの認識が各国で高まり、その有力な要素として直接投資の役割を積極的に見直そうとする気運が台頭してきていることが指摘される。

これに対し先進国企業の対応としては、第1次石油危機以来の慎重姿勢にまだまだ大きな変化がうかがわれない^(注2)。しかしながら、アジア諸国が今次石油危機の下で厳しさの増す経済環境をこうした努力により克服しうるか否かは世界経済全体にとっても大きな問題である。特に貿易、資本、経済協力さらには人的交流など様々の部面でこれら諸国と緊密な関係にあるわが国としては、こうした動きに対し十分な関心を払っていくことが必要ではないかと思われる。本稿は、こうした最近の新たな情勢を踏まえて、これまでのアジア諸国の直接投資導入政策の推移を振り返りつつ、現在これら諸国が模索しつつある産業構造改革とそれに果す直接投資の役割等につきアジア諸国に共通

(注1) 本稿ではアジア諸国の範囲を主として韓国、台湾、香港、シンガポール(中進国…いわゆる新興工業国<NICs>)、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア(ASEAN 4か国)の8か国(または地域)とした。

(注2) わが国の直接投資動向(許可・届出ベース)を相手地域別にみると、米国および欧州向け投資がこのところ製造業中心に目立った増大を示している反面、アジア向け投資は75年度まで急速な増加をたどったあと、最近に至るまで頭打ち傾向を続けているのが特徴的である。

わが国の対外直接投資許可・届出実績

(単位・百万ドル)

	1972年度	73	74	75	76	77	78	79	79年度末 累計額
ア ジ ア	401	998	731	1,100	1,245	865	1,340	976	8,643
中 南 米	282	822	699	372	420	456	616	1,207	5,580
米 国	356	801	498	846	663	686	1,282	1,345	7,394
欧 州	935	337	189	333	337	220	323	495	3,893
その他とも計	2,338	3,494	2,395	3,280	3,462	2,806	4,598	4,995	31,804

する大局的な流れに即して概観し、最後に先進国側からみた問題点の指摘と若干の展望を試みたものである。

1. 直接投資受入れ姿勢の変化とその特色

アジア諸国の直接投資導入は60年代後半から本格化し、同受入れ残高は78年末現在126億ドルに達したが、このうちわが国からの導入は41億ドルと全体の約3割を占めている(2位米国29億ドル)。このように流入した直接投資は、各国の工業化を促進、輸入代替化の進展、工業製品輸出の拡大に寄与するなど、アジア諸国の経済開発の原動力として政府間ベースの経済協力とともに大きな役割を果たした。しかし、この過程においては、これら諸国における経済ナショナリズムの高まりを背景に過度の外資依存に対する反発を招くといった事態を招来したこともあった。このようにアジア諸国における直接投資の受入れ姿勢は、こうした経済発展に果す直接投資の役割への期待感と経済自立化の要請に基づくそれへの反発との相克の中で、大きな変転を示してきた。そこで以下では、まずこれまでのアジア諸国の直接投資導入政策の推移を振り返ってみることとしよう。

(1) 第1次石油危機後における各国政府の規制強化

アジア諸国における直接投資導入政策をやや長い目で振り返ってみると、60年代半から70年代前半までの時期は各国とも工業化にあたって不足していた資金、技術その他経営資源を補完するための有力な手段として直接投資導入の必要性を強く認識し、外資法の制定・拡充等によって税制上の優遇措置を強化するなど、積極的な誘致策に努めた。しかしながら72～73年ごろを境にして、各国においてはほぼ一斉に過度の外資依存への警戒感が

高まり、外資比率の制限(現地側のマジョリティ確保)や進出業種に対する規制措置が新たに導入されるなど誘致姿勢は大きく後退することとなった。さらに70年代後半に入ってから、進出規制業種の範囲を一段と拡大した(フィリピン、インドネシア)ほか、直接投資導入の大きな誘因となっていた税制上の恩典措置についても一部では撤廃する(韓国)など、直接投資の流入に対する抑制的な姿勢が一段と濃化した。一方資源開発の面でも、ASEAN4ヵ国を中心に現地加工度引上げへの要求が高まり、例えば木材について丸太の形態による開発輸出の禁止措置ないしは許可制への移行が76～78年から打出された(フィリピン、インドネシア)など、それまでの外資の開発姿勢に対する規制が強化された。この間、外資企業からの技術移転を促す趣旨から資本のほか幹部職員の雇用、資材の国内調達比率引上げなど各部署での現地化要求が著しい高まりを示した(韓国、フィリピン、タイ、インドネシア)ことも、この時期の外資政策にみられた大きな特色であった。

こうした状況下、アジア諸国における直接投資導入状況(フローベース)をみると(第1表)、60年代後半から本格化し70年代に入ってから是一段と増勢を強めた(資源開発関連の大型投資が重なった75年には23.8億ドルを記録)あと、第1次石油危機発生後の76年には一転して大幅な落込みを示現した。その後、製造業投資を中心に幾分回復傾向をたどっているが、そのテンポは緩やかなまとなっている(注3)。また、これを中進国、ASEAN4ヵ国別にみると、まず中進国では、73年をピークに伸び悩み傾向をたどったあと、77年以降石油精製投資増大(シンガポール)の寄与から上向きに転じたかにも見えるが、この間その他の一般製造業投資は繊維、弱電、雑貨など労働集約的業種で

(注3) ただ、こうした計数については、各進出企業が最近オフショア・ローンの利用や地場金融市場からの資金調達を増大させてきている事情が反映されていないので、投資の落込み幅が実態以上に誇張されている可能性がある点は留意を要しよう。

(第1表)

アジア諸国の直接投資受入額(年間純増ベース)の推移

(単位・百万ドル、カッコ内は製造業)

	1970年	71	72	73	74	75	76	77	78	79
韓国	(87 57)	(56 37)	(117 78)	(295 191)	(74 79)	(204 192)	(27 7)	(71 27)	(Δ 17 Δ 35)	(65 41)
台湾	(139 100)	(163 160)	(127 80)	(249 221)	(189 160)	(118 83)	(142 124)	(164 82)	(213 138)	(229 157)
香港	23	52	7	38	69	52	61	31	10	26
シンガポール	(100 37)	(190 102)	(252 91)	(154 93)	(162 116)	(138 95)	(145 103)	(166 65)	(482 166)	n. a.
中進国計	(349 217)	(461 351)	(503 256)	(736 543)	(494 424)	(512 422)	(375 295)	(432 205)	(688 279)	n. a.
フィリピン	(16 14)	(81 28)	(47 27)	(80 21)	(211 64)	(64 45)	(83 54)	(46 32)	(79 43)	<1~9月> (56 24)
タイ	(16 6)	(12 4)	(8 2)	(18 8)	(42 10)	(11 3)	(2 1)	(Δ 24 Δ 10)	(17 12)	n. a.
マレーシア	(17 12)	(15 5)	(27 6)	(35 22)	(53 39)	(43 33)	(42 42)	(54 52)	(19 7)	n. a.
インドネシア	(345 135)	(426 233)	(522 199)	(655 387)	(1,231 537)	(1,748 144)	(454 199)	(661 235)	(481 268)	(882 573)
ASEAN 4 か国計	(394 167)	(534 270)	(604 234)	(788 438)	(1,537 650)	(1,866 225)	(581 296)	(737 309)	(596 330)	n. a.
合計	(743 384)	(995 621)	(1,107 490)	(1,524 981)	(2,031 1,074)	(2,378 647)	(956 591)	(1,169 514)	(1,284 609)	n. a.

- (注) 1. 各国の直接投資の定義(カッコ内統計発表機関)は次のとおり。韓国…全産業、認可ベース(経済企画院)、台湾…全産業、認可ベース(經濟部投資審議委員会)、香港…製造業、投下資本ベース(香港政府工商署)、シンガポール…製造業、固定資産増加額(EDB)、フィリピン…登録企業、認可ベース(BOI)、タイ…産業投資奨励法適用企業、登録資本金ベース(BOI)、マレーシア…西マレーシアのバイオニア企業、払込資本、借入資本(FIDA)、インドネシア…石油、金融、保険を除く全産業、認可ベース(BKPM)。
2. 本表における製造業については各国とも木材・紙パ、非鉄、石油・同製品を除くベース。

の投資不振(特に繊維では既存投資を撤収する動きが広範化)を主因に引続き低調裡に推移している(特に韓国、香港の不振が顕著)。一方 ASEAN 4 か国でも、75年にピークを記録したあと、76年に入って林業・鉱業における大型投資の急減(インドネシア)が響き中進国を上回る鋭角的な低下を示したが、その後も資源関連投資の伸び悩みに加え製造業投資の回復が盛上りを欠いたことから、全体として低迷を継続している。

もとより、こうしたアジア諸国における直接投資流入の停滞要因については、この間の世界景気の後退や先行き不透明感、為替相場の不安定化に伴う投資リスクの増大等から先進国企業の投資マ

インドが慎重化したという面もあるが、それとともにアジア諸国が上記のように直接投資の導入に消極的な姿勢に転じていたことも大きく影響しているといえよう。

(2) 最近の積極誘致策への転換と特徴点

しかしながら、アジア諸国における直接投資の受入れ姿勢は、今次石油危機の発生を契機にしてこれまでの抑制的なスタンスから、各国によって程度の差はあれおしなべて積極誘致の方向へ再び変わりつつあるのが最近の大きな特徴である。具体的には、①外資比率の制限緩和、②進出規制業種の縮減、③税制上の優遇策の拡充などの措置を打出す国がこのところ目立って増えている。

すなわち、最近の外資政策の変化をやや詳しくみると、中進国では、後述のように直接投資の導入をてことして投資規模の比較的大きい資本・技術集約産業の育成を図ることが喫緊の課題となっていることから、外資政策の変更にあたっては外資比率や投資元本回収に対する制限の緩和、税制上の優遇措置の拡充などが主な内容となっている。まず外資比率については、中進国の中で最も厳しい規制が行われてきた韓国では、これまで50%未満(現地資本によるマジョリティーの確保)に制限されてきた外資導入認可のガイドラインが80年9月に①高度の技術を要する投資、②同国の産業構造の多角化に寄与する投資等を対象に撤廃された。また、投資元本回収や利益送金に対する規制について台湾、韓国では、それぞれその撤廃(韓国—対韓投資元本の回収について従来投資2年目から開始し、1年間の送金額を出資額の20%以内に規制してきたが、80年9月それを廃止)、ないしは緩和(台湾—これまで利益送金の開始時期を投資後2年目からと規制していたが、79年7月これを1年目に短縮)が打出されているほか、税制面においてもシンガポール(79年12月)、台湾(80年11月)では、技術集約産業を対象にして減価償却期間の短縮等による法人税の軽減など優遇措置の新たな強化が行われている。この間、これまで直接投資の導入について政庁不干渉の原則を貫いてきた香港でも、わが国等に対し技術集約産業の誘致を目的とした投資ミッションの派遣や香港投資セミナーの開催を行うなど、政庁自ら直接投資の導入に積極的に乗出している。

一方ASEAN 4か国の場合、最近の直接投資導

入規制の緩和は、中進国とはやや異なり、これまで高関税の賦課と並んで国内企業保護政策の一環としてとられてきた外資進出業種に対する厳しい規制が大幅に縮減されるというかたちをとっているのが特色といえよう。これをやや具体的にみると、フィリピンでは、80年2月に「過密産業(注4)」指定解除のガイドラインが発表され、企業保護を目的に外資企業を含め新規参入や設備拡張を禁止されてきた業種の範囲が79年末の28業種から一挙に8業種に縮減されることとなった。またインドネシアでも、70年代末に入ってフィリピンと同様の趣旨から外資の進出禁止業種が大幅に広げられてきた(79年末には487業種を対象)が、80年2月に労働集約業種および輸出産業については外資企業の新規参入を促進する旨の方針が打出されるに至っている。この間外資比率の規制については、これまでのところ各国とも現地資本によるマジョリティー確保の原則は引続き堅持されている(もともと、大規模プロジェクト等については従来から外資側のマジョリティー確保を容認)が、マレーシア、インドネシアでは国内資本の不足が直接投資導入の阻害要因とならないよう政府資金の積極的活用を図る事例が増えているなど、外資比率に対する規制を弾力的に運用しようとする動きがみられはじめている(注5)。

もともと、上記のように最近のアジア諸国の直接投資導入政策が大勢としては積極誘致の方向に動くなかになら、一部にはなお抑制的な受入れ姿勢を継続している国(タイ)もある。また、過度の外資依存に対する警戒感がアジア諸国のなかに底流として依然根強く存在していることも事実で

(注4) フィリピンでは、個別業種ごとに向こう5年間の国内需要を考慮して生産能力の上限(「目標能力」)を策定、当該産業の実際の生産能力が「目標能力」以上であれば「過密産業」に指定されてきており、79年末における当該産業は家庭用電気製品、乗用車組立、棒鋼、セメント等28業種に上っていた。

(注5) 例えばマレーシアでは、71年に商工業の資本構成についてブミプトラ化政策(90年までにブミプトラ<純粋マレー人>30%、非ブミプトラ<内資>40%、外資30%とする)が採用され、76年以降その指導の強化が行われてきた。しかしながら、ブミプトラの資本不足から合弁企業の設立が困難となってきたため、その打開策の一つとしてブミプトラの持株分について政府直営の投資会社(Perbadanan Nasional)が肩代りすることによって合弁企業の設立を円滑化しようとしている。

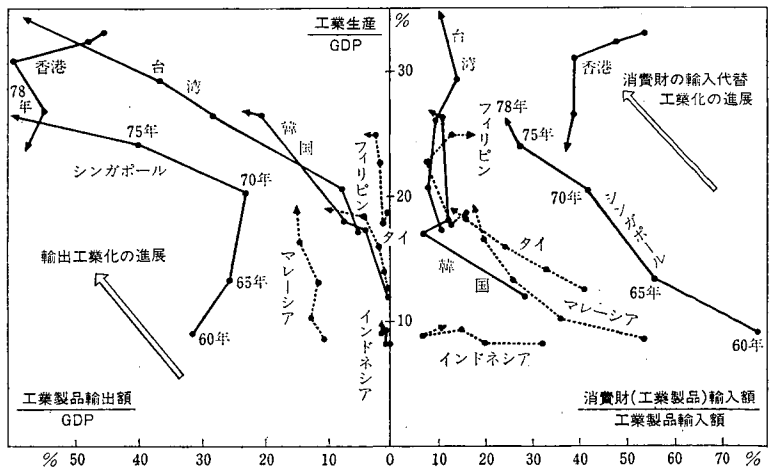
あり、この点留意しておく必要がある。

2. アジア諸国における工業化の発展と直接投資の役割

上記のようにアジア諸国の直接投資導入政策は、この10年間の時期に誘致と反発という両方向の間で大きなうねりを描いてきた。こうした事情の背景には、経済ナショナリズムの潮流といった発展途上国に共通する事情のほか、アジア諸国に固有な政治的・歴史的事情として経済の中核部分を握る華僑との関連で時によりそれに結びついた外資に対する反感が一層高まるとか、あるいは逆にその対抗勢力として外資の役割を積極的に評価しようとする動きが複雑に交錯し合っているといった事情も存在している。しかしながら、より基本的にはそれは、アジア諸国がどの程度強く自国経済の構造改革の必要性を意識するかによって大きく左右されてきたものとみるべきであろう。すなわち、経済発展の原動力として工業化の推進を目指すアジア諸国にとって、国際間の比較優位の変化に対応して自国の特性を最大限活かせるような工業化の発展段階へ移行するためには、技術をはじめとする必要経営資源が不足しているだけに、それを取得する手段として直接投資の導入が不可欠となるからにはほかならない。以下では、最近の直接投資受入れ姿勢の積極化について検討する前に、70年代以降アジア諸国が直接投資の導入を抑制した事情をこうした工業化の進展段階という側面から簡単に振り返ってみたい。

【第1図】

アジア諸国における工業化の進展



(注) U.N., "Statistical Yearbook for Asia and the Pacific" から算出(ただし台湾は Monthly Statistics of Republic of China)。

(1) 70年代前半ごろの工業化の進展段階と直接投資への期待の後退

(70年代前半ごろの工業化の進展段階)

アジア諸国における工業化の進展状況をみるにあたっては、中進国と ASEAN 4 国間の経済力格差が相当大きいことから、この2つのグループに分けてみるのが適切であろう。そこでまず中進国をみると、各国とも60年ごろに消費財の輸入代替工業化を達成したあと、60年代前半ごろから軽工業品を主体とした輸出工業の育成という新たな工業化段階へ移行してきた。その際、新たに必要となった技術や経営資源を先進国から取り入れるために直接投資を積極的に導入した。この間、これと併行して輸出産業に対する国内税・関税の軽減、輸出産業への低利融資の実施など税制・金融面からの輸出振興策を相次いで講じたほか、輸出加工区内への進出企業に対しては、これらに加えて関税・国内税の免除、電力・水道料金の軽減などの優遇措置を適用した。こうした政策努力に加え、高品質かつ低廉な労働力の存在に基づく高い国際競争力が重なって、これら諸国は輸出工業化(輸出供給力の拡大)を急速に推進し(第1図)、70年

代前半には繊維、雑貨等軽工業品の輸出基地としての地位を早くも確立した。また、この過程を通じて地場企業は大きく成長し、労働集約業種の分野においては技術等の面で外資企業との経営格差も縮小した。

一方、中進国に比べて工業化が遅れていた ASEAN 4 国でも、60年代に入って各国とも工業化の第1段階として消費財の輸入代替工業化が指向されるようになった。こうした輸入代替工業化を促進する手段として、これら諸国が高い輸入障壁の設定(高率の輸入関税の賦課等)によって国内市場の強い保護政策をとったことから、輸出市場の確保をねらった先進国からの直接投資の流入が喚起されることとなり、これを原動力として70年代前半の時期にはこれら諸国でも、消費財の輸入代替工業化がおおむね達成されるところとなった(ただしインドネシアはやや遅れて70年代後半。前掲第1図)。

(直接投資に対する期待の後退)

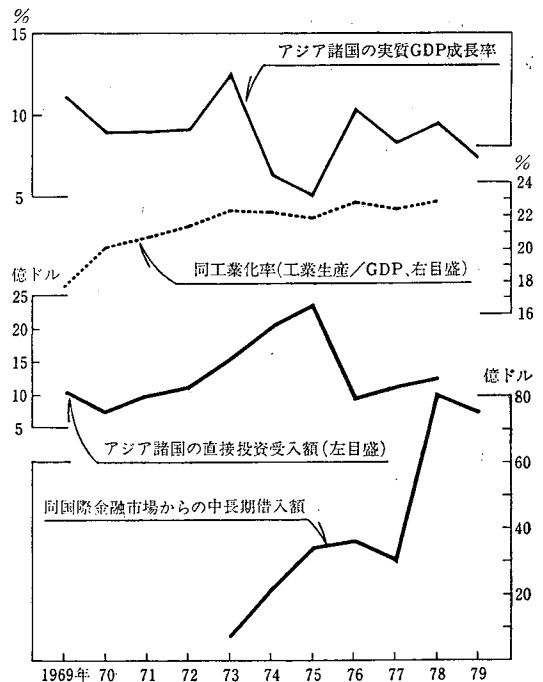
70年代央ごろからアジア諸国における直接投資の受入れ姿勢がしだいに消極化していったが、これについては、こうした中進国での軽工業品輸出工業の確立、ASEAN 4 国における消費財の輸入代替工業の定着という、それまでこれら諸国が目指してきた工業化の発展段階が一応達成され、その結果先進国からの技術移転の面で直接投資にかけてきたアジア諸国の期待が後退したことがその基本的な背景として指摘できよう。また、それと時を同じくして国際金融市場における借入環境が好転したことも、直接投資への期待が後退した一因として見逃せないところであった。すなわち、米銀をはじめとする国際銀行は、第1次石油危機発生後オイル・マネーの巨額の流入等から発生した余剰資金の運用先として発展途上国向け融資、なかでも累積債務が少なく、かつ経済パフォ

ーマンスも比較的良好であったアジア諸国への貸出を漸次積極化した。このため、借入条件もスプレッド幅の縮小に加え、1件当りのロットの拡大、借入期間の長期化をみるなど、アジア地域の借り手にとって国際金融市場での資金調達環境は著しい改善を示した(注6)。こうした状況をながめてアジア諸国は、経済開発の推進に要する外貨資金の調達についてこれまで直接投資に依存していた割合を低下させ、その分外資による経済支配の懸念が比較的小さい国際金融市場からの借入に大きく転換していった(第2図)。

このようにしてアジア諸国は、70年代央ごろから直接投資の導入に対し抑制的なスタンスを濃化したが、一方ではそれまでに移転した軽工業分野での技術等経営資源の蓄積や国際金融市場からの

〔第2図〕

アジア諸国の経済発展における対外ファイナンス



- (注) 1. 直接投資受入額は製造業のほか資源関連、非製造業も含む。
2. U.N., Statistical Yearbook of Asia and the Pacific, IBRD, Borrowing in International Capital Markets 等による。

(注6) 詳しくは調査月報昭和55年5月号「国際金融市場としての香港、シンガポールの発展について」参照。

借入増大をてことした軽工業品の輸出供給力の拡大と国内経済開発の推進により引続き高い経済成長を実現し得ることになった。

(2) 第2次石油危機後における産業構造改革の必要性増大

しかしながら、今回石油危機の発生を契機にしてアジア諸国をめぐる経済情勢は著しい変化を示しつつある。すなわち、石油赤字の負担増大に加え軽工業品輸出の増勢鈍化から国際収支の赤字幅が拡大する一方、国内面ではインフレ圧力が急速な高まりを示すなど、経済パフォーマンスの悪化が目立ってきている。こうした経済パフォーマンスの悪化については、いうまでもなく石油価格高騰の影響によるところが大きいが、同時に賃金のすう勢の上昇による国際競争力の低下、国内企業の保護政策の継続に伴う非効率な生産の温存などといったより構造的な要因も看過できない。こうした事情をながめてアジア諸国では、今後経済パフォーマンスの改善を進めていくには、中長期的な視点から自国の産業構造を改革することが喫緊の課題であるとの認識が高まりつつある。前述のようにアジア諸国における直接投資の受入れ姿勢が最近積極化の方向に向っているのも、基本的には先進国からの直接投資の導入を通じてこうした

産業構造改革を強力に進めていこうとする意図が背景にあるものとみることができよう。そこで次に、産業構造改革への取組みが要請されているその背景、各国が模索しつつある産業構造改革の方向およびそこにおける直接投資の役割などについて順次みていくこととする。

イ. その背景

(イ) 輸出環境の基調変化

アジア諸国の輸出動向(数量ベース)をみると(第2表)、前回石油危機直後の74~75年に一時停滞をみせたものの、その後は①先進国景気の回復傾向持続(特に円相場の上昇に伴うわが国の製品輸入需要が大きく寄与)に加え、②アジア諸国における輸出工業の育成(輸出供給力の拡大)、③廉価な賃金コストに基づく高い輸出競争力の維持等から、非産油発展途上国平均をかなり上回る高い伸びを示現した。しかし、今回石油危機の発生を契機にしてその増勢は中進国を中心に鈍化に転じ、特に80年に入ってから対日工業製品輸出(数量ベース)は、前回石油危機当時をも上回る大幅な落込みを示した。このようなアジア諸国の輸出鈍化は、①米国景気がアジア諸国の輸出品(繊維、弱電、合板など)に関連の深い個人消費、住宅投資を中心に急速な後退を示したこと、②78年

(第2表)

アジア諸国の輸出動向(数量ベース)

(前年比・%)

		1973年	74	75	76	77	78	79	80
輸出計	中進国	19.5	2.1	2.5	34.4	11.8	16.9	8.3	n. a.
	ASEAN4か国	9.6	△ 0.6	2.4	24.9	11.0	4.7	7.9	
	アジア合計	15.6	1.0	2.5	30.6	11.6	12.7	7.9	
対製 日品 工輸 業出	中進国	3.1倍	0.3	△ 10.0	49.9	△ 8.9	32.1	24.9	(1~7月) △ 16.6
	ASEAN4か国	28.5	1.6	△ 12.4	45.4	9.1	11.7	9.0	△ 6.9
	アジア合計	2.8倍	0.5	△ 10.5	49.0	△ 5.6	28.3	21.9	(1~7月) △ 14.8
(参考)	非産油発展途上国合計	8.7	2.8	0.7	14.0	6.7	10.4	8.3	n. a.

(注) 1. IMF, International Financial Statistics より算出。ただし、対日工業製品輸出については、大蔵省「外国貿易概況」より試算。
2. アジア合計は中進国および ASEAN4か国の合計による。

末から80年春にかけての円相場の下落やその後の個人消費伸び悩みの影響もあってわが国の製品輸入需要が後退したこと、などの事情が響いている。しかし、こうした景気サイクル面の要因に加え、以下にみるような長期的かつ構造的な要因も見逃し得ないところである。

(賃金コスト上昇の影響)

まず第1に、賃金コストのすう勢の上昇からアジア諸国の価格競争力が低下しつつあることである。アジア諸国特に中進国では、70年代半以降工業化の進展に伴う余剰労働力の急速な吸収等を映じて賃金が労働生産性を大幅に上回る高い上昇をたどったことから、賃金コストが急速な高まりを示している(第3表)。こうした賃金コスト圧力の高まりは、アジア諸国の工業製品輸出が労働集約財を中心としているだけに輸出価格の大幅上げを招来することとなり、この結果、賃金コストの圧倒的な比較優位に裏付けられていたアジア諸国の高い国際競争力はしだいに後退を余儀なくされつつある。こうした状況をアジア諸国の代表的な輸出品である衣類についてみると(第3図)、アジ

ア諸国の輸出価格のわが卸売物価に対する相対比価は、70年代に入ってわが国メーカーの大幅値上げの影響等からはほぼ一貫して低下傾向をたどったが、79年以降は78年末から80年春にかけての円相場下落の影響に加えアジア諸国の輸出価格の大幅引上げから急速な上昇に転じており、アジア諸国の輸出競争力低下の一端をうかがうことができる(注7)。

(先進国における保護貿易主義の高まり)

第2に指摘されるのは、先進国での輸入規制強化の影響である。米国、EC等の先進各国では、前回石油危機後、発展途上国からの工業製品輸入の急増が雇用情勢や国際収支の悪化要因として看過し得えないとの判断(いわゆる「中進国の追上げ問題」の表面化)から、繊維、弱電、はきものなど主として労働集約財に対し直接的な輸入数量わくの設定のほか、相殺関税ないしはダンピング関税の賦課、輸出自主規制の要求など様々なかたちで輸入規制の強化を図る動きが広範化した。こうした輸入規制のアジア諸国への影響は、工業製品の輸出規模の小さいASEAN4か国はともか

(注7) ちなみに、アジア諸国の輸出(数量ベース)を輸出先の大宗を占める日本、米国の実質総需要(GNP+輸入)と輸出価格の両国卸売物価に対する相対比価の2要因で説明する回帰式を65~75年と70~79年の2つの時期に分けて計測したところ、以下のように最近になって相対比価の上昇が輸出数量の低下に直接響く構造に変化してきていることが読取れる(特に中進国で顕著)。このことは、アジア諸国がかつてもっていた圧倒的な価格競争力がしだいに失われてきていることを示唆するものといえよう。

アジアの輸出関数の計測結果

$$\ln(\text{アジアの輸出数量}) = \alpha \ln(\text{日、米の実質総需要}) + \beta \ln(\text{アジアの価格競争力}) - \text{const.}$$

	1965~75年				1970~79年			
	α	β	\bar{R}^2	D.W.	α	β	\bar{R}^2	D.W.
中進国	1.86 (3.94)	0.43 (1.03)	0.97	1.25	3.49 (16.02)	-0.29 (-1.87)	0.98	1.23
ASEAN4か国	0.94 (14.78)	0.06 (0.74)	0.97	1.12	1.97 (9.53)	-0.17 (-1.29)	0.94	1.17
アジア全体	1.16 (7.07)	0.33 (1.97)	0.97	0.99	2.83 (13.39)	-0.25 (-1.42)	0.97	1.13

(備考) 1. カッコ内はt値。

2. 被説明変数、説明変数は次のとおり。

●アジアの輸出数量：各国別の輸出数量指数を各国の輸出金額ウェイトで合成。

●日、米の実質総需要：日、米両国の実質総需要(GNP+輸入)をアジアの対日、対米輸出依存度で加重平均。

●アジアの価格競争力(アジアの輸出価格/日、米の工業製品価格、ドル建)：アジアの輸出価格は輸出金額を上記数量指数で除して算出。日、米の工業製品価格は日、米両国の工業製品卸売物価をアジアの対日、対米輸出依存度で加重平均(ただし、日本については円相場の変動調整済み)。

(第3表)

アジア諸国の賃金コスト(製造業)の推移

(前年比・%)

		73~	76~			
		75年	79年	77	78	79
		平均	平均			
韓国	賃金コスト	31.2	20.0	12.5	19.7	13.3
	賃金	24.1	32.8	33.8	34.3	28.6
	労働生産性	△5.5	10.7	18.9	12.3	13.6
台湾	賃金コスト	20.9	10.2	12.5	6.8	13.3
	賃金	24.8	17.6	17.8	15.3	20.4
	労働生産性	3.2	6.6	4.7	7.9	6.2
シンガポール	賃金コスト	14.4	3.0	1.7	5.4	3.9
	賃金	13.4	6.9	5.8	6.7	9.8
	労働生産性	△0.9	3.9	4.2	1.2	5.6
日本	賃金コスト	18.7	△0.5	3.4	△2.6	△1.6
	賃金	20.2	8.5	8.6	5.9	7.5
	労働生産性	1.3	9.0	5.0	8.7	9.1
米国	賃金コスト	7.1	5.3	6.3	7.0	6.8
	賃金	8.1	8.5	8.6	8.8	8.4
	労働生産性	0.9	3.1	2.3	1.7	1.6

(注) 1. 賃金コストは以下の算式により算出。

$$\text{賃金コスト} = 1 \text{人当り賃金指数} + \frac{\text{鉱工業生産指数}}{\text{製造業雇用者指数}} \quad (\text{労働生産性})$$

2. 各国統計による。

く、中進国の場合無視できない段階にまできているようにみられる。例えば韓国の場合をみると(第4表)、輸出総額のうち被輸入規制対象品目の占める比率は73年の15.1%から77年には24.3%にまで高まってきており、特に主要な輸出品である繊維、はきものでは輸出額の過半が先進各国からの輸入規制を受ける事態になっている。

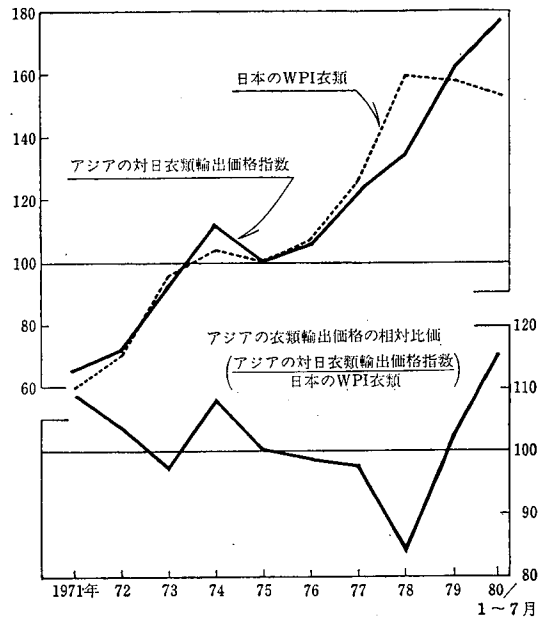
(中国による輸出市場の浸食)

第3には、より長期的な問題として中国が輸出市場への参入を積極化しつつある事情も看過し得ない。中国では、78年以来経済近代化路線が進められるなかで対外経済政策も大きく変化しつつあるが、特に輸出については、海外からの近代設備

[第3図]

アジアの工業製品輸出価格(衣類)の推移

(1975年=100、ドルベース)



(注) アジアの対日衣類輸出価格指数は大蔵省「外国貿易概況」より算出。

(第4表)

韓国における先進国の輸入規制の影響

(単位・百万ドル)

		1973年	74	75	76	77
繊維	輸出額 (a)	1,446	1,719	2,067	2,460	2,579
	うち輸入規制対象分 (b)	423	716	945	1,279	1,474
	(b)/(a)	29.3%	41.7%	45.7%	52.0%	57.2%
はきもの	(a)	106	180	191	413	515
	(b)	38	71	88	261	327
	(b)/(a)	35.8%	39.4%	46.1%	63.2%	63.5%
金洋食	(a)	24	34	40	52	117
	(b)	13	9	7	19	23
	(b)/(a)	54.2%	26.5%	17.5%	36.5%	19.7%
鉄鋼	(a)	216	521	299	372	573
	(b)	—	—	0	9	5
	(b)/(a)	—	—	0%	2.4%	0.9%
その他	(a)	3,225	4,460	5,081	7,715	10,047
	(b)	487	818	969	1,667	2,440
	(b)/(a)	15.1%	18.3%	19.1%	21.6%	24.3%

(注) 韓国商工部資料による。

や技術の導入に必要とされる外貨の獲得には何よりもまずその拡大が不可欠であるとの認識を強めてきている。このため、軽工業の重点的振興による輸出供給力の拡大のほか、「経済特別区」の設置(注8)、輸出製品の品質向上等の輸出増強策が相次いで実施に移されている。

このような輸出努力を映じて中国の工業製品輸出は78年以降著しい増勢をみており、その影響はすでにアジア諸国の輸出のうえにも顕現化しはじめている。第5表は、わが国および米国の工業製(第5表)

日本、米国市場における中国進出の影響

(構成比・%)

			1975年	78年	79年	80年1~7月
日本市場	工業製品計	中国	2.7	2.3	2.7	2.9
		中進国	12.4	15.3	16.1	12.8
		ASEAN 4か国	2.8	3.4	3.5	4.0
	うち 繊維品	中国	15.2	11.2	12.7	16.8
		中進国	45.4	53.8	50.1	40.0
		ASEAN 4か国	2.6	2.0	2.6	3.5
	雑品	中国	5.1	3.8	4.3	4.7
		中進国	19.2	22.5	23.1	17.7
		ASEAN 4か国	5.0	5.5	5.4	6.2
	米国市場	工業製品計	中国	0.2	0.3	0.2
中進国			9.5	12.6	11.9	13.0
ASEAN 4か国			2.0	2.2	2.6	2.9
うち 繊維品		中国	1.1	2.7	2.3	3.7
		中進国	43.4	47.3	47.6	50.2
		ASEAN 4か国	3.0	4.1	4.1	3.5
電気機器		中国	—	—	—	—
		中進国	23.8	25.7	26.2	25.9
		ASEAN 4か国	4.3	6.6	8.2	9.9

(注) 日本は大蔵省「外国貿易概況」、米国は商務省、U.S. General Imports からそれぞれ算出。

品輸入における相手国別シェアの推移をみたものであるが、わが国市場における繊維品(衣料等)を中心に中国のシェアがこのところ急速な高まりを示している反面、韓国をはじめとする中進国が大きな後退を余儀なくされているのがわかる。もとより、全体的にみれば、その影響は現時点ではなお限定的なものにとどまっているが、将来を展望すると、中国の場合賃金コストが低いだけに、軽工業品の分野ではアジア諸国の輸出が大きなインパクトを受けることは避けられないものとみられる。

(ロ) 国内インフレ圧力の高まり

アジア諸国が産業構造改革への取組みを迫られている第2の背景としては、供給面でのボトル・ネック発生からインフレ圧力が基調的に高まっていることが指摘される。すなわち、アジア諸国の物価動向をみると、79年初来根強い騰勢を続けており、このところ大半の国で前年比2割前後の高い上昇率を記録している。こうした物価の高騰は、石油値上げの他品目への波及や公共料金的大幅引上げ、賃金上昇のサービス料金へのはね返りなどによるものであるが、この間、ASEAN 4か国の場合、これまでの国内企業に対する保護政策(高い輸入障壁の設定、外資企業の進出抑制)が企業間競争の低下を通じて企業の合理化努力を阻害した結果、コストプッシュによるインフレ圧力として働いていることは見逃せないところである。

ロ. 産業構造改革の方向

アジア諸国では、こうした最近の情勢を踏まえて産業構造改革への模索をはじめている。もとより、アジア諸国といっても各国によって工業化の

(注8) 79年7月の合弁法(中外合資経営企業法)制定後、中国南部沿岸地域いわゆる華南地区に韓国、台湾等の輸出加工区に匹敵する「経済特別区」が設置され、税制面等での優遇措置による海外企業の積極誘致を通じて軽工業輸出基地を育成しようとする試みが具体化されるに至っている。「経済特別区」に適用される優遇措置についてこれまで明らかにされたものは、①原材料輸入および製品輸出に対し関税を免除すること、②法人税(企業利潤税)は10~12%と「経済特別区」以外での合弁企業に対するもの(33%前後)と比べ割安なものとする、③インフラの整備について優先的に配慮すること、等である。

発展段階、資源の賦存状況さらには経済パフォーマンスに大きな相違があるだけに、産業構造改革の内容にも自ずと差異があるのは当然であるが、大まかにいえば、中進国と ASEAN 4 か国の 2 つのグループ内では次のようにある程度似通った工業化の新段階を目指しているといえよう。

(中進国の事情)

まず中進国をみると、前述のように70年代前半に軽工業を主体とした輸出工業を確立したあと、韓国、台湾では70年代央ごろから重化学工業(鉄鋼、石油化学、自動車、一般機械)の育成が強力に進められる一方、香港、シンガポールでも狭隘な国土や過少な労働人口の有効利用をねらって技術集約産業の新たな導入が指向されてきた。しかし、これらの新たな産業分野については、先進国との大きな技術ギャップの存在(技能労働者の不足等)もあって国際競争力がいまだ脆弱な段階にとどまっていたことから、軽工業品(繊維、はきもの等)および重化学工業品のなかでも労働集約的な性格の強い電気機器(白黒テレビ、電気部品等)を主体とした輸出構造を大きく転換させるまでには至らなかった(第6表)。このような状況下、これら諸国にとって上記のように厳しさの増している輸出環境を乗切っていくには、これまで以上に資本・技術集約型産業の育成とその国際競争力の強化を図ることが不可欠の要請として受止められ、そのための直接投資導入の重要性が認識

されはじめていたといえよう。

こうした動きをやや具体的にみると、韓国では、賃金の大幅上昇による輸出競争力の低下等を背景に輸出が79年初来軽工業製品を中心に急速な増勢鈍化を示し、このため同国経済は80年に入ってからかつてない深刻な不況に見舞われるに至っている。こうした状況下同国では、今後の輸出の立直りにはこれまで量的拡大のみが指向されてきた重化学工業部門の国際競争力の強化を図ることが何よりも先決との判断から、80年8月および10月に自動車、重電機など6業種について①非効率な投資の抑制、②企業合同の推進によるスケール・メリットの活用、③合理化投資の振興によるコスト削減等を内容とする投資調整措置を実施するとともに、先進国からの技術導入を促進するため同9月には資本・技術集約産業を対象に直接投資導入規制の大幅緩和を実施した(注9)。一方、これまでのところ比較的良好な経済パフォーマンスを維持しているシンガポールでも、先行きの輸出環境の厳しさを展望して、79年央以来「第2次産業革命」と銘打った産業構造改革政策(注10)を打出し、具体的には高賃金政策の採用や保護関税の撤廃によって比較劣位化しつつある労働集約産業の淘汰を促進する一方で、税制上の優遇措置等を誘因として技術集約産業を積極的に導入し、それによって同国の国際競争力の強化を図ろうとしている。また香港でも、地理的に隣接している中国の近代化進

(注9) 韓国では、これまで重化学工業の育成を先進国からの直接投資導入に頼らず技術提携のみで進めてきたため、先端技術の導入や外販ルートの確保が立遅れ、これが最近の重化学工業の不振を招いているとの指摘がなされている。

(注10) シンガポール政府が産業構造改革のためにとってきた措置は次のとおり。

- 高賃金政策の採用……75年以來の低賃金政策を改め、79年および80年の賃金をNWC(National Wage Council)の勧告を通じてそれぞれ20%程度引上げ(81年も継続の予定)。
- 保護関税の撤廃……白黒テレビ、冷蔵庫等300品目について輸入関税の撤廃ないし大幅引下げを実施(80年3月)。
- 技能労働者の養成……①技能開発基金(Skills Development Fund)を設立し(79年10月)、同基金から企業に対し労働者の技能向上の訓練のため補助金を交付する、②コンピューター技術訓練センターを81年中に設立。
- 技術集約産業に対する優遇措置……精密機械、工作機械、コンピューター等の11業種に対し、①政府による長期低利融資の供与、②減価償却期間の短縮による法人税の軽減措置を実施(79年12月)。

(第6表)

中進国の商品別輸出動向

(単位・百万ドル、カッコ内は構成比・%)

	1970年	75	78
工業製品	3,447(75.9)	12,048(82.0)	26,643(84.6)
軽工業品	2,560(56.3)	7,413(50.5)	15,138(48.1)
うち繊維	1,404(30.9)	4,750(32.3)	9,260(29.4)
はきもの	72(1.6)	249(1.7)	787(2.5)
合板	107(2.4)	275(1.9)	541(1.7)
重化学工業品	887(19.5)	4,635(31.6)	11,505(36.5)
うち電気機器	337(7.4)	1,715(11.7)	4,049(12.9)
輸送機器	72(1.6)	442(3.0)	1,585(5.0)
化学	153(3.4)	499(3.4)	1,136(3.6)
金属製品	94(2.1)	334(2.3)	936(3.0)
鉄鋼	38(0.8)	319(2.2)	754(2.4)
一次産品	1,097(24.1)	2,639(18.0)	4,841(15.4)
輸出合計	4,544(100.0)	14,687(100.0)	31,484(100.0)

(注) 1. 統計上の制約から台湾は除く。

2. U. N., Yearbook of International Trade Statistics
より作成。

展に伴い軽工業製品での輸出競争力の劣位化を懸念して、技術集約業種など新たな産業分野の導入に積極的に乗出している。

(ASEAN 4 かの事情)

これに対し ASEAN 4 か国でも、前述のように 70年代前半に消費財の輸入代替工業化をほぼ達成したあと、70年代央ごろから輸出加工区の設置・拡充等をてことして輸出工業化への意欲を高める一方、資源の現地加工度引上げを図るため非鉄精錬などの重化学工業の育成が目標として掲げられた。しかしながら、国内企業の保護を目的とした直接投資の流入抑制や高い輸入障壁の存続から輸出工業や資源加工産業の育成は一部の国(マレーシア)を除きさして進展をみていない(輸出に占める工業製品のウエイトは繊維、電気機器を中心に徐々に高まってはきているものの、なお低水準の段階。第7表)一方、前述のとおり競争抑制に伴う企業の合理化立遅れからむしろインフレ圧力を高める結果となった。こうしたことから ASEAN

(第7表)

ASEAN 4 かの商品別輸出動向

(単位・百万ドル、カッコ内は構成比・%)

	1970年	75	78
工業製品	741(18.2)	2,179(22.4)	4,469(24.8)
軽工業品	218(5.3)	777(8.0)	1,491(8.3)
うち繊維	89(2.2)	325(3.3)	803(4.5)
合板	49(1.2)	63(0.5)	192(1.1)
重化学工業品	523(12.8)	1,402(14.4)	2,978(16.6)
うち非鉄金属	417(10.2)	817(8.4)	1,702(9.5)
電気機器	7(0.2)	166(1.7)	676(3.8)
化学	33(0.8)	94(1.0)	201(1.1)
一次産品	3,341(81.8)	7,531(77.6)	13,522(75.2)
輸出合計	4,082(100.0)	9,710(100.0)	17,991(100.0)

(注) 1. インドネシア、マレーシアの原油輸出は除く。

2. U. N., Yearbook of International Trade Statistics
より作成。

4 か国では、企業投資の喚起や競争の促進を通じて軽工業製品の供給力の拡大と価格競争力の強化を図るとともに、先進国からの資金・技術導入や域内経済協力(共同工業プロジェクトの策定、特惠貿易協定の締結)により資源の現地加工度の向上を進めていくことが緊要であるとの認識が高まっている。

すなわち、フィリピンの場合をみると、これまでの国内企業に対する手厚い保護政策(外資の進出規制業種の設定、高率関税の賦課など)が直接投資の流入停滞や輸入品との競争抑制をもたらすことによって輸出工業の育成や価格競争力の向上の大きな阻害要因になっているとの反省が高まり、前述のように80年2月に外資の進出規制業種的大幅縮減が実施される一方、関税の段階的引下げが検討されるなど、保護主義的な経済政策の見直しが行われている。また、最近になって消費財の輸入代替工業化をようやく達成したインドネシアでも、インフレ対策の一環として国内企業の合理化努力を促す趣旨からこれまでの保護主義的な輸入政策を再検討しようとする動きがみられる一

方、繊維等の輸出供給力の拡大をねらって輸出産業等を対象に直接投資の流入規制を緩和した。

ハ. 産業構造改革に果す直接投資の役割

上記のとおり現在アジア諸国は、国際間の比較優位の変化に対応してそれぞれの国がもっている特質を最大限に発揮すべく、産業構造改革への努力を通じて自国の経済を新たな工業化段階(中進国—資本・技術集約産業の育成、ASEAN 4 か国—軽工業製品の輸出の拡大、資源輸出の現地加工度向上)へ移行させることが喫緊であるという認識を高めている。前述のようにこの時期にアジア諸国の直接投資の受入れ姿勢が再び積極誘致の方向に向いはじめているのも、基本的にはこうした産業構造改革への取組みが要請されるなかで、それに不足する技術をはじめとする経営資源を先進国から導入する手段として直接投資のもつ効率性の高い技術移転効果に対する期待が高まっていることに基づくものに他ならない。それとともに、企業間競争を通じて自国企業の合理化努力を促す手段として保護的な輸入政策の見直しと並んで直接投資導入による競争促進効果が期待されている点も見逃せないところである。70年代半ばからとられてきた直接投資の流入規制については、自国企業の台頭を促すという効果もあったが、こうした状況が長期化するにつれて企業間競争の低下を通じて企業の合理化意欲を阻害し、ひいては輸出競争力の低下、インフレ圧力の高まりを生む一因となったことは否めない。こうしたことに対する反省気運も、直接投資の役割を見直す一つの契機になっているものとみられる。

さらに、アジア諸国における直接投資受入れ姿勢の積極化の背景として指摘されるのは、対外資金調達力の強化の手段としての直接投資の役割である。アジア諸国は、前述のように前回石油危機以降国際金融市場からの借入順便化等を背景に外貨資金調達における直接投資への依存度を低下さ

せた。しかしながら、今回石油危機の発生を契機にして、これら諸国の対外債務累増問題の深刻化(79年末におけるアジア諸国の対外公的債務残高は630億ドルと73年末比2.7倍の急増)や経済パフォーマンスの悪化見通し等からカントリー・リスクに対する貸し手側の評価が厳格化している事情もあって、米銀等国際銀行の与信態度はしだいに慎重化し、融資条件もスプレッド幅の拡大、期間の短縮をみるなど、さすがに悪化を示している。このような対外借入アベイラビリティの低下をながめてアジア諸国は、直接投資の外貨資金調達面での役割に関し、外資企業の出資金持込みという一義的效果のみならず、その国際的信用力を利用したその後の追加的必要資金の対外調達という副次的な効果も含めた意味で改めて評価する姿勢に転換しつつある。

3. 問題点と若干の展望

これまでみてきたように、アジア諸国は、今回の石油危機発生を契機にして新たな工業化段階への移行が要請されるなかで、その有力なてこととして直接投資への期待を再び高める方向にある。しかしながら、こうしたアジア諸国の期待通りに直接投資の流入が再び活発化するかどうかは、投資国側にとってこれら諸国に対する投資の誘因がどの程度大きいかによって左右されることはいうまでもない。そこで以下では、アジア諸国が模索しつつある産業構造改革の成否を展望する意味で、投資国側特にその最大のウェイトを占めるわが国からみたアジア諸国の投資環境をながめたあと、今後望まれる受入れ国および投資国における対応姿勢について若干検討してみることにする。

(1) 投資国側からみた事情

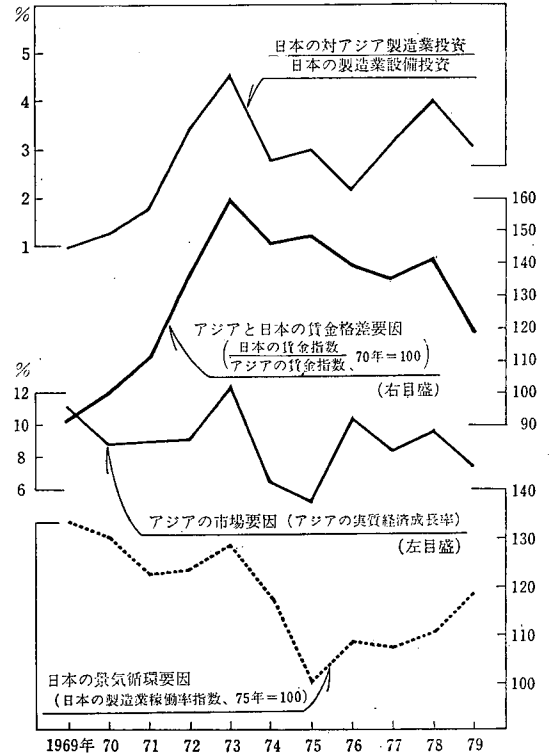
わが国をはじめとする先進国の対アジア直接投資は、製造業の場合、①自国ないし第3国市場での競争力を強化するためアジア諸国の低廉・豊富

な労働力など要素コスト面での比較優位性を活用する、②アジア諸国への輸出増大に伴う貿易摩擦の回避等のために現地生産への移行によって市場アクセスの手段を多様化する、ことがその動機となっている場合が多い(もちろん、現実にはこれらの動機は重なり合っているとみられる)。これをわが国の対アジア製造業投資(許可・届出ベース)について計量的に検証したのが第4図である。ここでは、要素コストの比較優劣、市場確保のための投資誘因を左右する指標としてそれぞれアジア諸国とわが国の賃金指数格差、アジア諸国の実質経済成長率をとり、そのほか投資の決定にあたっては投資国側の景況も影響するとみて、その指標としてわが国の製造業稼働率指数を使用した。もちろん、こうしたアプローチは現実の複雑な投資動機を単純化し過ぎているきらいがあることは否めないが、計測結果からみる限り、わが国の対アジア製造業投資の変動がこれら3つの要因によって比較的良く説明され、特に両国間の賃金格差の変化がそれに最も大きな影響を及ぼしていることが読取れる。

前記のとおりアジア諸国特に中進国では、70年代半以降賃金が急速な上昇をたどった結果、それまでの賃金面での比較優位性はかなりの後退を余儀なくされてきている。このため、投資国側からみて、少なくとも賃金に関する限りアジア諸国への投資誘因が大きく低下していることは否めない。アジア諸国に対するわが国企業の投資姿勢が70年代半以降慎重化しているのも、第1次石油ショックに伴う企業体力の悪化という事情に加え、こうしたアジア諸国とわが国の間の賃金格差の縮小が響いているとみられる。しかし、このようなアジア諸国における賃金のすう勢的上昇は、反面では、高い人口増加率と相まって国内マーケットの拡大をもたらす筋合いにあることは見逃せない。従って、アジア諸国が新たな工業化段階へ移

〔第4図〕

日本の対アジア直接投資(製造業)の変動要因



(注) 日本の対アジア直接投資(製造業)の計測結果は次のとおり。
 A: 日本の対アジア製造業投資*1/日本の製造業設備投資*2
 B: アジアと日本の賃金格差要因(日本の製造業賃金指数/アジアの製造業賃金指数*3)
 C: アジアの市場要因(アジアの実質GNP成長率*4)
 D: 日本の景気循環要因(日本の製造業稼働率*5)
 $\ln A = 2.43 \ln B + 0.87 \ln C + 1.95 \ln D - \text{const.}$
 (6.88) (3.44) (2.51)
 $\bar{R}^2 = 0.95, D.W. = 2.29$ (計測期間: 1966~79年)
 (カッコ内は t 値)

- *1 許可・届出ベース。但し木材・パルプ、非鉄を除く。
- *2 日本銀行「主要企業短観」による(ただし紙幣、非鉄、石油精製を除く)。
- *3 韓国、シンガポールの賃金指数を日本の直接投資許可・届出累計額ウエイトで合成。
- *4 韓国、台湾、香港、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアの実質GNP成長率を日本の直接投資許可・届出累計額ウエイトで合成して指数化。
- *5 通産省の製造業稼働率指数による。

行するために進出を期待している資本・技術集約業種についても、現状ではアジア諸国の国内市場が産業・消費構造の高度化の立遅れを反映してなお未成熟な段階にとどまっており(注11)、前述のようなこれら諸国に対するわが国企業の投資意欲の低迷にはこうした事情も響いているともいえようが、やや長い目でみれば、こうした所得水準の上

昇に伴う国内マーケットの質的向上につれてその進出基盤が徐々ながらも醸成されるとみてよからう。

一方資源開発の面でも、先進国の素材産業部門がなお大きな需給ギャップを抱えているうえ、資源の現地加工度の向上というアジア諸国側の要求の高まりから素材形態での資源の開発輸出に対して禁止措置ないしは高率の輸出税を導入する動きが広がっていることもあって、先進国企業における開発投資の意欲はひとところに比べ低下している。しかし長期的にみれば、アジア諸国が水力発電の利用促進(マレーシア、インドネシア)等による廉価なエネルギー・コストなどを背景に資源の現地加工分野(非鉄精錬等)での比較優位性を高める公算が高い一方、先進国側にとっても資源の安定的な供給確保、供給先の多角化が喫緊の課題である以上、政府間ベースでの援助増大と相まったかたちで資源関連の直接投資が増大に向う可能性は十分あるように思われる。

(2) 若干の展望

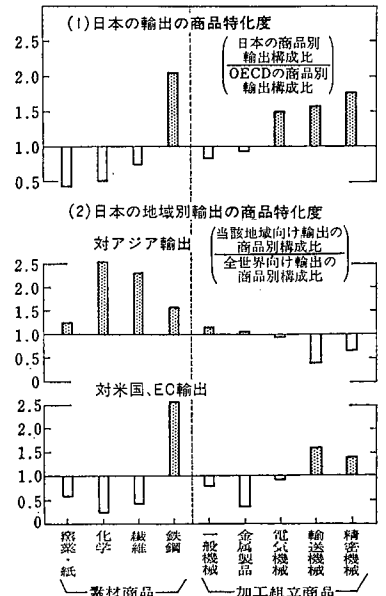
(重要な投資環境の整備)

このようにみえてくると、アジア諸国での直接投資の流入は当面急速な盛上りを期待することは難しいとしても、やや長い目でみれば、アジア諸国が豊富かつ良質な労働力や潤沢な天然資源を有しているだけに、製造業投資、資源関連投資のいずれの分野でも投資誘因が再び高まる可能性は相当残されているとみてよからう。しかし、こうした潜在的な投資誘因が先進国からの投資としてどの程度現実化するかは、今後アジア諸国が長期的な視点に立って投資環境の整備をいかに進めていくかによる面が大きい。

こうした観点からまず第1に指摘されるのは、アジア諸国の外資政策の安定的運営の重要性である。アジア諸国の直接投資の受入れ姿勢は、これまで繰り返しみてきたようにこの10年間に反発と誘致の間で大きな振れを示してきた。もとより、こうした外資政策の振れ自体は、アジア諸国が直接投資の導入をあくまでも工業化の補完的な手段として位置づけているため、新たな工業化段

(注11) ちなみに、こうしたアジア諸国における国内市場の未成熟さをわが国の対アジア輸出の商品構成という面からみるため、わが国の地域別輸出について商品特化度(当該地域向け輸出の商品別構成比/全世界向け輸出の商品別構成比)を算出すると、右図のとおり対アジア輸出は対米国・EC輸出とは際立った差異があり、電気機械、輸送機械、精密機械といった技術集約商品への特化度がかなり低いのが特徴的である。

日本の商品別輸出特化度



(備考) 1. 日本の輸出の商品特化度は1979年の商品別構成比(ただし、OECDは資料上の制約から1977年)、日本の地域別輸出の商品特化度は1975~79年の輸出増加額の商品別構成比により、それぞれ算出。
 2. 輸出の商品別構成比の算出に当たっては食料品、原燃料を除くベースによる。
 3. 大蔵省「外国貿易概況」、OECD, Trade by Commoditiesによる。

階への移行が一段落した時点では自国企業の保護を優先するというそれなりに合理的な理由に基づく側面もある。しかし、アジア諸国の場合、こうした事情に加え前述のような華僑との関連や投資国のオーバー・プレゼンス問題等とも絡んで、直接投資の受入れ姿勢の振れが極めて大きくなっていった面があった。また、既進出の外資企業の活動に対しても新たに様々な制約(当初計画を上回る国産化比率の義務づけ、ビザ発給の厳格化など)が課せられる事例が過去にはあり、これらの事情が重なってアジア諸国に対する先進国企業の投資意欲の慎重化が助長されるという経緯もあったことは否めない。特に今後は、資本・技術集約産業といった投資規模の比較的大きい業種の誘致が中心となるとみられるだけに、この問題は重要であり、例えば受け入れ国が進出企業に対し一方的な国有化、送金停止等の措置をとらないことなどを内容とする投資保証協定の締結等も今後投資国、受入国相互間で検討を要する課題の一つとして指摘されている。

第2に、外資企業による地場金融市場へのアクセスを円滑化することも重要な課題であろう。外資企業と地場金融市場との関係については各国によってかなりの差異があるが、例えばインドネシアの場合をみると、国内企業の保護策の一環として外資企業の地場金融市場からの資金調達には大きな制約が課せられており、その結果、外資企業の資金調達は主として香港、シンガポール等からのオフショア・ローンに依存しているのが実情である。このため78年11月に同国通貨の大幅切下げが行われた際には、外資企業が巨額の為替差損をこうむるという結果を招来し、こうした事情がその後の同国への直接投資の流入を停滞させる一因ともなると指摘されている。

第3により基本的な課題として、物価をはじめとする経済パフォーマンスの改善の問題がある。

アジア諸国の物価は、このところ大半の国で前年比2割前後の高い上昇率を記録しており、こうした中で賃金と物価のスパイラル的上昇が多くの中で顕在化するなどインフレ体質の定着化が懸念される状況にある。こうした賃金・物価の悪循環は、賃金面でのアジア諸国の比較優位性を一層後退させるのみならず、国際収支の悪化による為替レートの切下げや対外送金の規制等への懸念を惹起することによって直接投資導入の大きな阻害要因となりかねない。アジア諸国では、最近、これまで論じてきた直接投資導入の積極化のほか保護主義的な輸入政策の見直しなど供給力の拡充を通じての中長期的なインフレ対策に目を向けはじめているが、今般のイラン・イラク戦争に伴う石油価格上昇再燃懸念、また経済開発を推進するための公共投資拡大の物価面への影響などを考慮すると、先行きの物価動向は引続き予断を許さないものがある。

(先進国側の対応)

しかし、ここで見落してならないことは、アジア諸国の産業構造改革には先進国側の長期的観点にたった理解と対応が不可欠な点である。現在アジア諸国が模索している産業構造改革は、歴史的にみれば、比較劣位化しつつある労働集約型産業を中国をはじめとする後発発展途上国へ移譲する一方で、先進国からより高度な産業分野を譲り受けることを内容としたものであり、その意味では国際間の産業分野調整の一環を形成するものとみなすことができる。そうした点からすれば、アジア諸国の産業構造改革を円滑に進めていくには、直接投資を通じる技術、経営資源の移転のみならず製品輸入の増大に関する先進国の協力が求められてこよう。もとより、こうした国際間の産業構造調整は、それが先進国側での雇用問題など多くのあつれきを伴うものだけに、その実施にあたっては漸進的に進められる等の配慮が必要であり、

また国際間の比較優位の変化に対応した合理的な内容でなければならないことはいうまでもない。この点、アジア諸国側の姿勢のなかにもこうした面からより現実的な対応が期待される点は少なくない。

アジア諸国が今回石油危機発生を契機にして急速に厳しさの増しつつある経済環境を産業構造改革という主体的努力を通じて克服しようとしていることについては、これら諸国のみならず、石油

値上げの影響から大きなデフレ・インパクトを受けている世界経済の回復にも資するところが少なくないといえよう。それだけに、これら諸国と貿易、資本・技術協力、人的交流など様々な面でとりわけ緊密な関係にあるわが国としても、こうしたアジア諸国の努力に対する的確な理解とそれに基づく適切な対応が今後一層重要となってくるであろう。

(付表)

アジア諸国における直接投資導入政策の推移

	韓国	台湾	香港	シンガポール	フィリピン	タイ	マレーシア	インドネシア
外資導入奨励	(66/8)・外資導入法の制定(外資に対し業種を問わず税制上の特典を供与) (70/1)・輸出自由地域設置法の制定 ・外国人投資企業における労働争議を規制する法律の制定 ・外資受入窓口の一本化	(54/7)・外国人投資条例の制定 (60/9)・投資奨励条例の制定(外資税制上の特典を供与) (65/7)・輸出加工区設置法の制定	外資に対する規制・優遇措置ともになし	(67/6)・経済拡大奨励法制定(外資に対する税制上の優遇措置等)	(65/8)・投資奨励法の制定	(62/7)・投資奨励法の制定	(58/6)・創始産業法の制定 (68/12)・投資奨励法の制定(輸出産産業、雇用促進産業等)に上る外資企業に対する税制上の優遇措置を実施)	(67/1)・外国投資法の制定(ほとんどの分野を外資に開放し、税制上の優遇措置を実施)
外資導入抑制	(72/6)・外資導入奨励業種および制限業種の発表 (73/5)・外資導入法の改正 —外資比率の制限(50%未満) —最低投資額(5万ドル)の設定 (76/2)・最低投資額の引上げ(5→20万ドル) (78/5)・外国人投資企業に対する税制上の特典を段階的に廃止する旨発表	(70/2)・外資比率の制限(50%未満) ・投資奨励条例該当企業の所得税率引上げ(18→25%)		(70/2)・外資導入奨励業種(資本・技術集約産業、輸出産業等)および制限業種の発表 ・最低資本金規模(100万シンガポールドル)の設定	(68/3)・新規投資禁止業種の指定(いわゆる「過密産業」) (69/6)・外資企業活動規制法の制定 —外資比率の制限(30%以下) —現地人雇用義務 (72/11)・輸出加工区法の制定 (77/9)・外資企業に対する自己資本比率の規制導入	(68/9)・外資導入奨励業種(輸出産産業等)・制限業種の発表 (72/2)・外資企業規制法、外国人職業規制法の制定 —外資比率の制限(50%未満) —39業種について外国人の就業を禁止 —外資企業に対し輸出義務を設定	(71/7)・プミプトラ(純粋マレー人)優先政策の発表 —外資比率を1990年までに30%とする —民族構成比に現地の人雇用義務の導入 (75/11)・プミプトラ優先政策の強化 —輸入代替産業について外資の進出を原則禁止 —新規投資について外資比率を30%に制限	(74/4)・新投資ガイドラインの発表 —外資比率規制(50%未満)の導入 —現地人雇用義務 —税制上の特典供与 (74/10)・外資導入禁止業種の発表
外資導入積極化	(80/9)・外国人投資拡大措置の発表 —技術集約産業等に対する外資比率制限の緩和 —出資元本の回収に関する撤廃業種の範囲拡大(流通・サービス等) —最低投資額の引下げ(20→10万ドル)	(78/8)・税制上の優遇措置適用業種の拡大(資本・技術集約産業中心) (79/7)・利益の本国送金規制の緩和(投資後2年→1年後) (80/11)・外資優遇措置の追加(減価償却制度の軽減)	(76/4)・工業発展基金を創設し、この資金により投資誘致ミッションを各国に派遣 (77/6)・工業団地公団の設立(工業団地の造成による外国企業への誘致促進)	(79/12)・技術集約産業に対する優遇措置の拡大 —減価償却期間の短縮による法人税の軽減 —長期・低利資の公的融資制度の創設等	(78/6)・輸出加工区に対する優遇措置の拡大(加工区内企業に対する税の減免) (79/6)・輸出加工区の増設 (80/2)・新規投資禁止業種の削減(28→8業種)	(78/6)・プミプトラ優先政策の運用弾力化	(80/2)・外国投資新政策発表 —外資導入優遇業種(輸出産産業、労働集約産業など)の指定とこれに対する税制上の優遇措置 —輸出産産業、雇用促進産業等に対する外資比率の緩和(100%外資も可能)	